

太田市重度心身障がい児・者おむつサービス事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、おむつを必要とする在宅の重度の心身障がい児・者の日常生活を支援するとともに、介護者及び家族の心身の負担及び経済的負担の軽減を図るため、重度心身障がい児・者おむつサービス事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度の心身障がい児・者」とは、次に掲げる者であって常時おむつを使用しているものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている1級又は2級の障がい者を有する者
- (2) 群馬県療育手帳交付要綱（昭和48年11月17日群馬県制定）に定める療育手帳の交付を受けているA重、A中、A1、A2又はA3の障がい者を有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の障がい者を有する者

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する重度の心身障がい児・者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3歳から65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第19条（第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 太田市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日太田市制定）の規定によりストマ用装具又はおむつの給付の対象となる者その他市が行う事業等によりおむつに係る給付の対象となる者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体、ぼうこう又は直腸機能の障がいをもたないもの

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までに自費で購入したおむつに係る経費とする。ただし、ポイント、商品

券、株主優待券等（以下「ポイント等」という。）を利用した場合にあっては、当該ポイント等の利用分を除いた額を助成対象経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、前条の助成対象経費相当額とする。ただし、1人につき年額36,000円を限度とする。

（申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、重度心身障がい児・者おむつサービス事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に助成対象経費が確認できる領収書を添え、毎年市長に申請しなければならない。ただし、対象者が18歳に満たないときは、その保護者等が代わって申請するものとする。

2 対象者が前項の規定に基づく申請を行う前に死亡した場合は、当該対象者と同居していた親族が代わって申請するものとする。

3 前項の規定に基づく申請の場合には、申請書に太田市重度心身障がい児・者おむつサービス事業助成金の受給に係る申立書（様式第1号の2）を添えるものとする。

（決定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、必要事項を調査の上、交付の適否を決定し、適当と認めた者に対し、重度心身障がい児・者おむつサービス事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付）

第8条 助成金の交付は、年1回とし、毎年5月末日までに支払うものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。